

大分市バリアフリー基本構想  
【大分駅周辺地区】  
交通安全特定事業計画

令和3年2月

大 分 県

## 《目 次》

1. はじめに .....	1
2. 整備対象区域.....	2
3. 整備目標年次.....	3
4. 大分市バリアフリー基本構想.....	3
4-1. 基本理念・基本方針.....	3
4-2. 交通安全特定事業 .....	5
5. 交通安全特定事業計画 .....	7

---

## 1 はじめに

---

本市は、高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、平成16年3月に「大分駅を中心とする交通バリアフリー基本構想」（以下「交通バリアフリー基本構想」という。）を策定しました。

その後、法制度の見直しや少子高齢化社会の到来、ユニバーサルデザインの考え方の導入などを受けて、平成26年3月に「大分市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を策定し、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心・安全に回遊できる、人にやさしいまちづくりを推進してきました。

平成30年5月に公布、その後施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）において、新たにマスタープラン制度が創設され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化が必要とされています。また、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集積した地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、交通安全等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢者への対応や障がい者の社会進出等を促進することが求められています。

本市においても、「改正バリアフリー法」に基づいて、移動等円滑化促進方針（大分市バリアフリーマスタープラン）を策定し、大分駅周辺地区は鉄道駅を中心に、大分県庁や大分市役所等の官公庁、商業施設等が多く立地していることから、移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）として位置づけをしています。

また、大分駅周辺地区は、これまで「交通バリアフリー基本構想」および「旧基本構想」を通じて、重点整備地区としての位置づけをし、地区で展開されるまちづくり事業と連携して、ハード・ソフトの両面から、バリアフリー化に向けた取組を継続的に進めてきています。

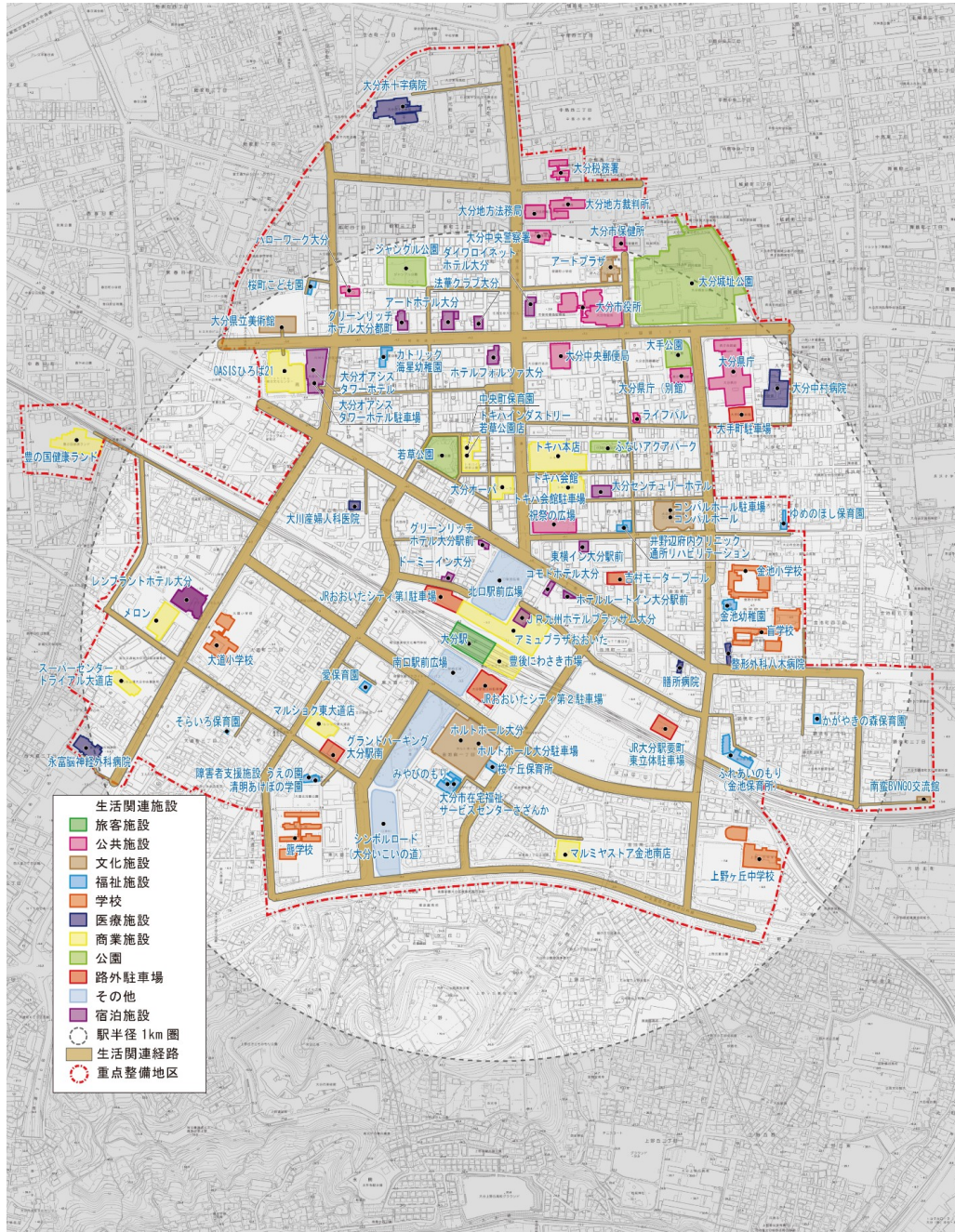
現在、わが国は急速な高齢化が進行し、超高齢社会を迎えている中、本市における総人口は今後減少傾向に転じることが見込まれ、高齢化は増々進行していく傾向にあります。

都市機能の集積した大分駅周辺地区においては、高齢者や障がい者を含むすべての人にとって利用しやすい都市の基盤整備、そして人にやさしいまちづくりを目的に「大分市バリアフリー基本構想【大分駅周辺地区】」を策定しました。

この基本構想を受け、法第36条の規定に基づき、交通管理者が実施する交通安全施設のバリアフリー化事業を取りまとめた「交通安全特定事業計画」を作成しました。今後は、この事業計画により総合的、一体的なバリアフリーを推進していきます。

## 2 整備対象区域

基本構想における大分駅周辺重点整備地区



---

### 3 整備目標年次

---

基本構想の計画開始年度は令和年度とし、目標年度は令和6年度とします。  
ただし、出来る限り早期の実施に努めます。

---

## 4 大分市バリアフリー基本構想

---

### 4-1 基本理念・基本方針

#### 基本理念

**だれもが自由にどこへでも豊さあふれる大分市**

#### 〇だれもが自由にどこへでも

歩行空間や公共交通機関、公共施設をはじめとするハード施設の整備とともに、心のバリアフリーの取組を推進することで、障がいの有無、年齢・性別、人種等にかかわらず、誰もが安全で安心して、円滑に行きたい場所へ自由に移動することができる生活環境を目指します。

#### 〇豊かさあふれる大分市

誰もが円滑に移動することができるためのハード面のバリアフリー、およびソフト面のバリアフリーの推進により、結果として得られるのは生活圏域の拡大です。これに伴い、多くの文化的・社会的活動への参加へ結びつけることができ、共生社会を実現します。

#### 基本方針

### 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの大分市全域への拡大

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢、障がいやケガの有無、性別等に関わらず、誰もが社会参加ができる安全で快適なまちづくりを推進します。バリアフリーマスタープランの策定により、移動等円滑化促進地区の選定及び重点整備地区を設定し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりにおける大分市全域への拡大を推進します。

## 2 誰もが円滑に移動できるバリアフリー環境の形成強化

本市の都市計画、公共交通ネットワークの特性を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ誰もが、歩行または公共交通を利用してどこへでも円滑に移動ができるバリアフリー化の環境整備を推進します。不特定多数の人々が利用する施設において、バリアフリーの取組を進めます。

## 3 市民・事業者・行政の協働による住民参加の取組

事業者や国・県・市の連携を図り、不特定多数の人々が利用する施設を含む一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、計画段階での高齢者、障がい者等との意見を交わすなど、住民参加によるバリアフリー化に取組みます。

## 4 持続的なバリアフリー化の進行管理と検証

バリアフリー化は単発的な整備で完了するものではなく、また、費用面や整備内容によって短期的に整備を完了することが難しい場合もあることから、面的かつ一体的な整備を継続的に取組むことが必要です。

継続的な取組を行うにあたっては、取組の進行管理を行いながら、PDCA サイクルによる検証を行い、結果に応じて見直しや新たな取組を行います。

## 5 心のバリアフリーの推進

安全・安心に社会生活ができるようにするために、物理的な整備だけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、お互いに協力し、助け合うことにより、心のバリアを取り除くことが必要です。

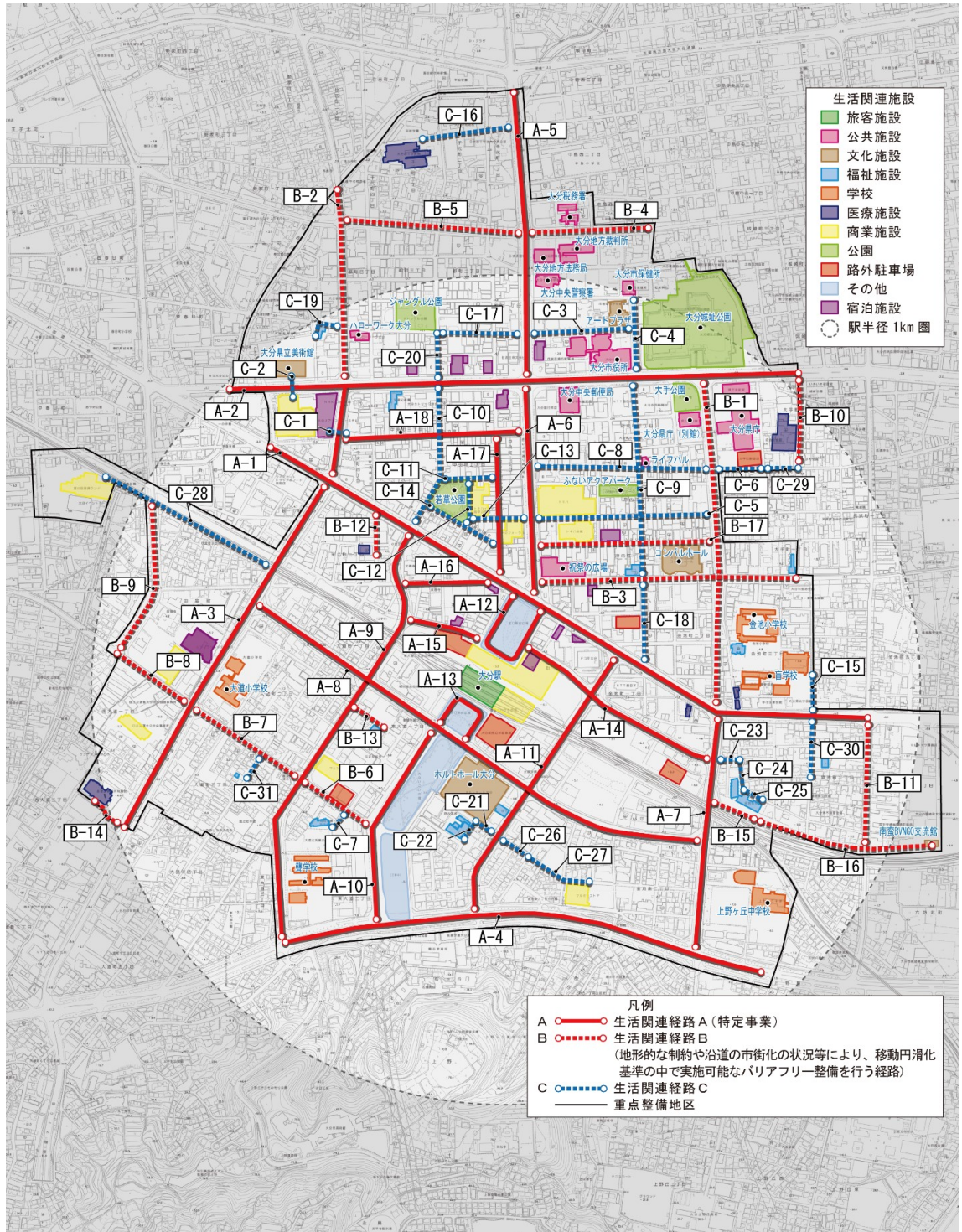
市民一人ひとりが高齢者、障がい者等への理解と意識の醸成を図るために、これまでの取組を継続して進めていくことが重要です。

## 6 計画立案から周知へ、バリアフリーの普及、啓発活動の推進

施設のバリアフリー化によるハード整備の充実とともに、高齢者、障がい者等に対して、市民一人ひとりがやさしさや思いやりを持って接するために、バリアフリー化に関する本市の取組状況を共有し、各種の啓発・広報活動に取組みます。

## 4-2 交通安全特定事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路A	生活関連経路Aに関する交差点等で、音響式信号機・交通弱者感応式信号機、標識等の視認性の改善・エスコートゾーンの設置・改良等を実施する。	R2~R6
関連事業	生活関連経路A以外の生活関連経路	生活関連経路B及びCに関する交差点等で、必要に応じて、音響式信号機・交通弱者感応式信号機、標識等の視認性の改善・エスコートゾーンの設置・改良等を推進する。	R2~R6





---

## 5 交通安全特定事業計画

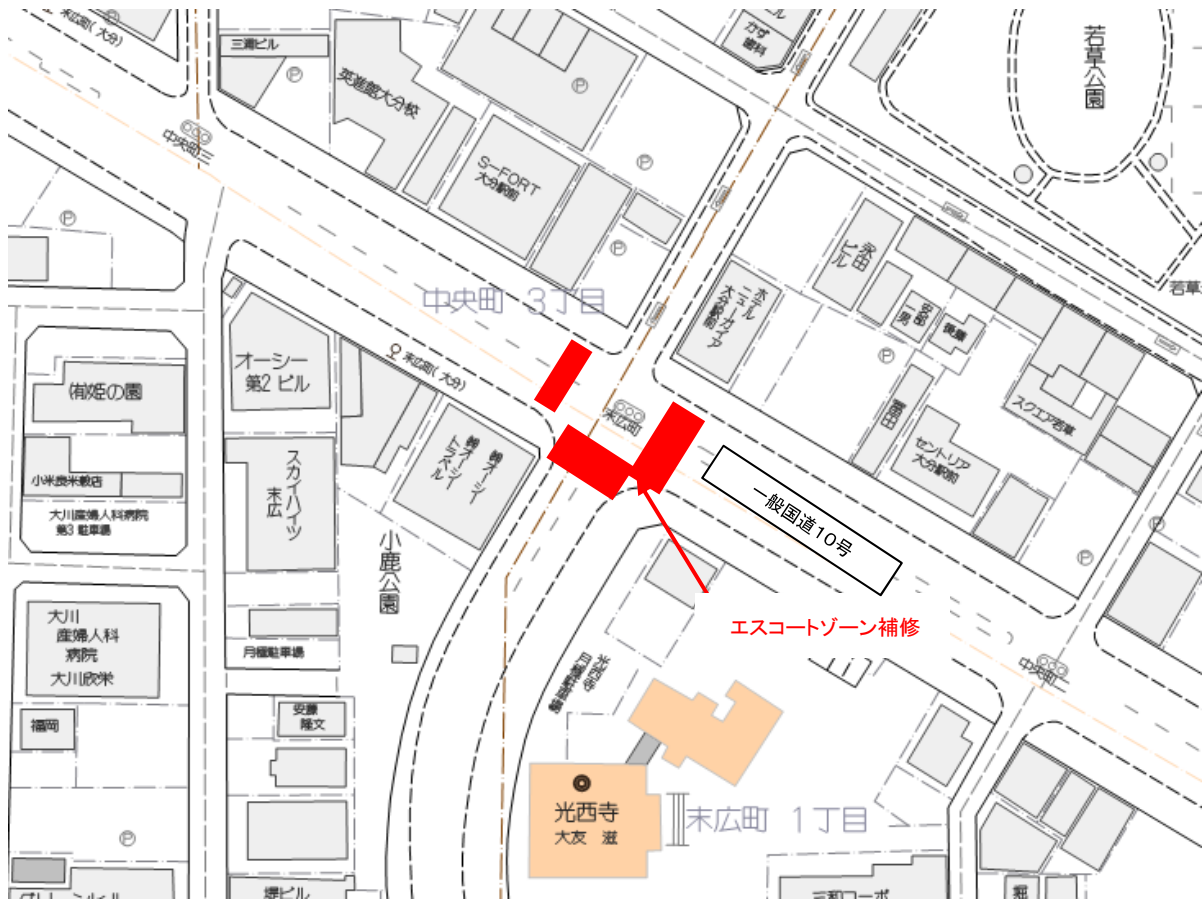
---

交通安全特定事業計画(1)

施設名(路線名)	国道10号(生活関連経路A-1)	事業者名	大分県警察	
事業区間	末広町交差点	延長/面積	1箇所	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
エスコートゾーン補修		3本	令和3年度以降	令和3年～令和5年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業計画図

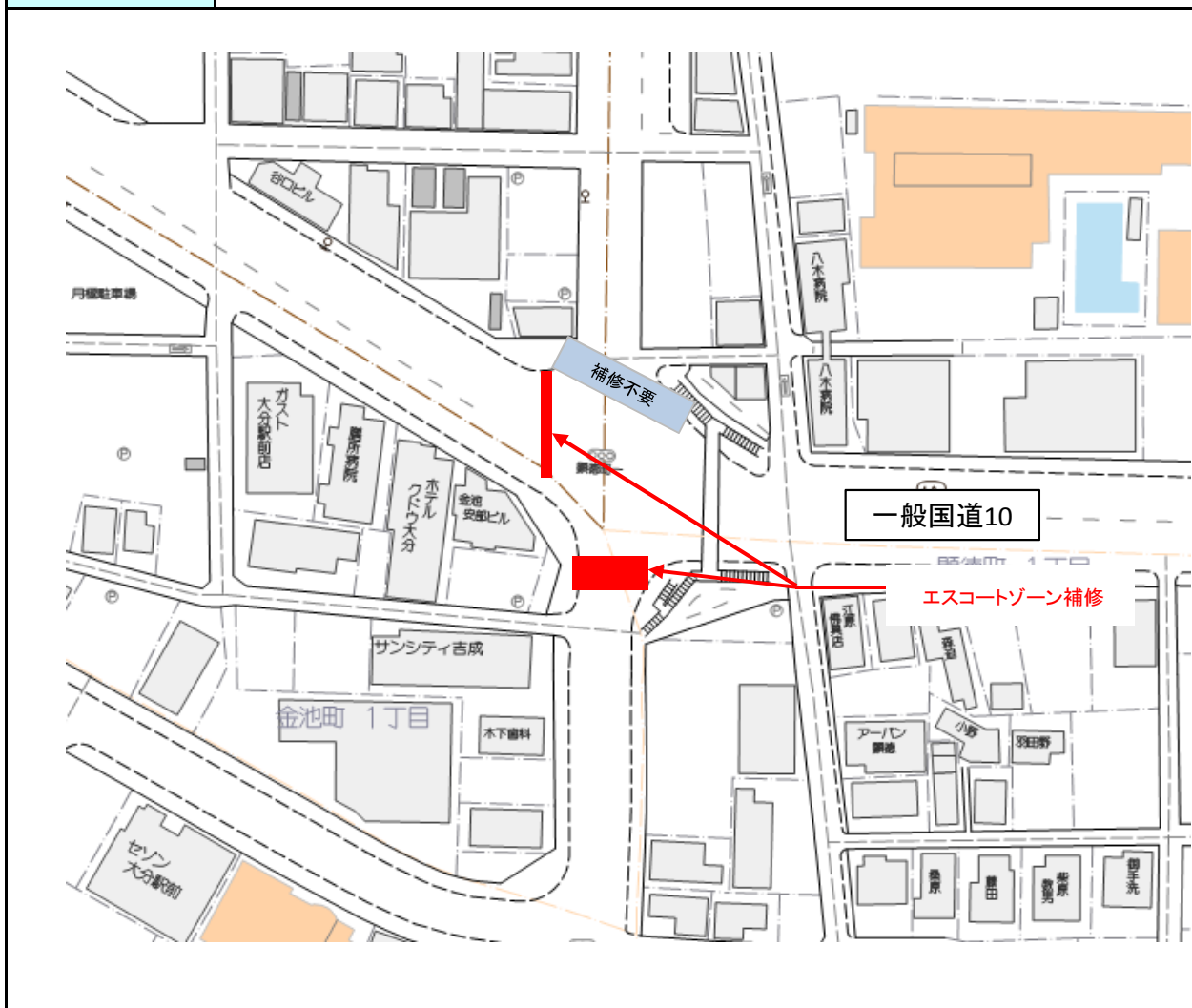


交通安全特定事業計画(2)

施設名(路線名)	国道10号(生活関連経路A-1)	事業者名	大分県警察	
事業区間	顕徳町一丁目交差点	延長/面積	1箇所	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
エスコートゾーン補修		2本	令和2年度	令和2年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業計画図

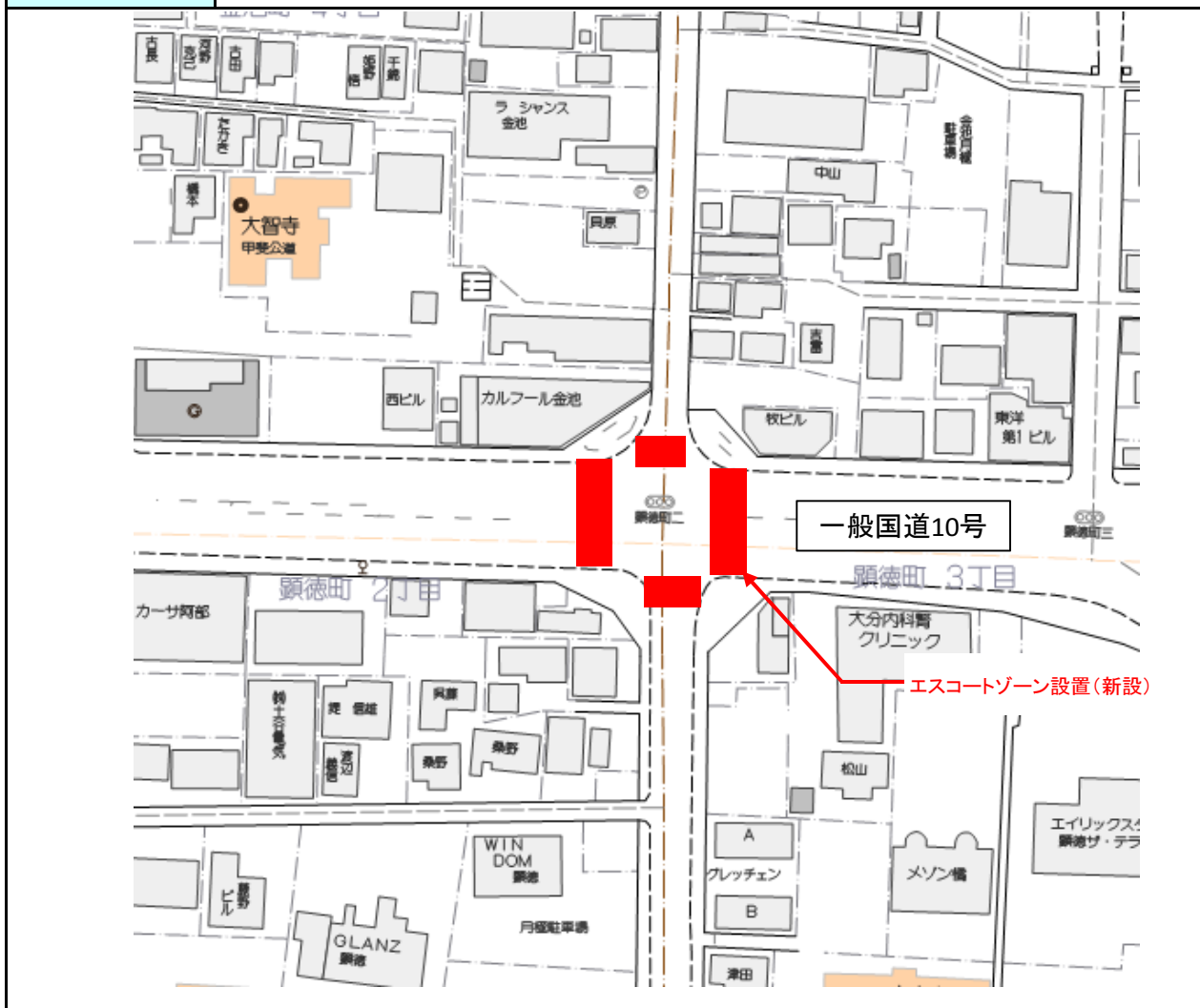


交通安全特定事業計画(3)

施設名(路線名)	国道10号(生活関連経路A-1)	事業者名	大分県警察	
事業区間	顕徳町二丁目交差点	延長/面積	1箇所	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
エスコートゾーン設置(新設)		4本	令和2年度	令和2年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業計画図



交通安全特定事業計画(4)

施設名(路線名)	国道197号(生活関連経路A-2)	事業者名	大分県警察	
事業区間	二の井橋西	延長/面積	1箇所	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
音響式信号機設置		1箇所	令和4年度	令和4年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業計画図



交通安全特定事業計画(5)

施設名(路線名)	国道197号(生活関連経路A-2)	事業者名	大分県警察	
事業区間	城趾公園先交差点	延長/面積	1箇所	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
エスコートゾーン補修		1本	令和2年度	令和2年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業計画図

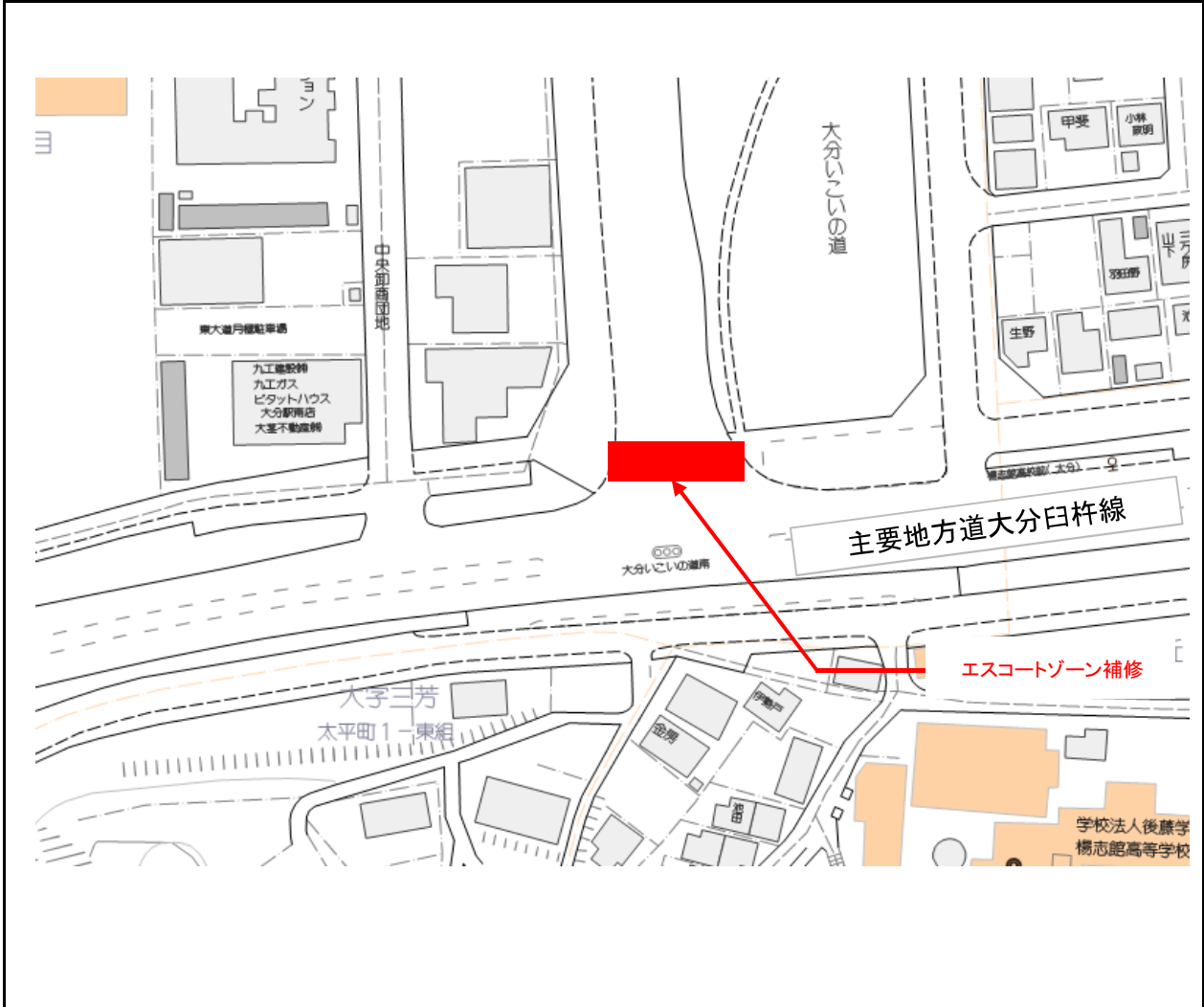


交通安全特定事業計画(6)

施設名(路線名)	(主要地方道)大分臼杵線(生活関連経路A-4)	事業者名	大分県警察	
事業区間	大分いこいの道南交差点	延長/面積	1箇所	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
エスコートゾーン補修		1本	令和3年度以降	令和3年～令和5年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業計画図

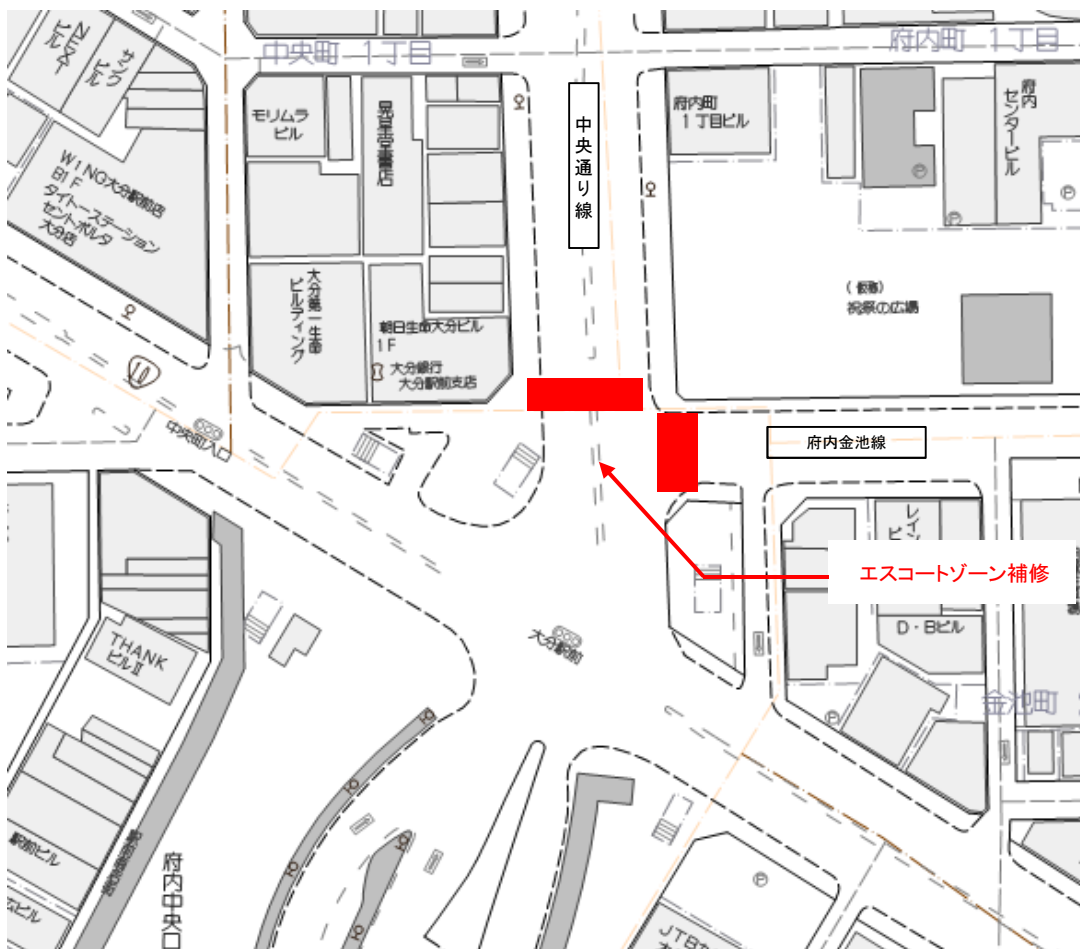


交通安全特定事業計画(7)

施設名(路線名)	(市道)中央通り線(生活関連経路A-6)	事業者名	大分県警察	
事業区間	祝祭の広場西側交差点	延長/面積	1箇所	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
エスコートゾーン補修		2本	令和2年度	令和2年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業計画図





交通安全特定事業計画(8)

施設名(路線名)	(市道)末広東大道線(生活関連経路A-9)	事業者名	大分県警察	
事業区間	県立聾学校西側	延長/面積	1箇所	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
エスコートゾーン補修		1本	令和3年度以降	令和3年～令和5年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業計画図

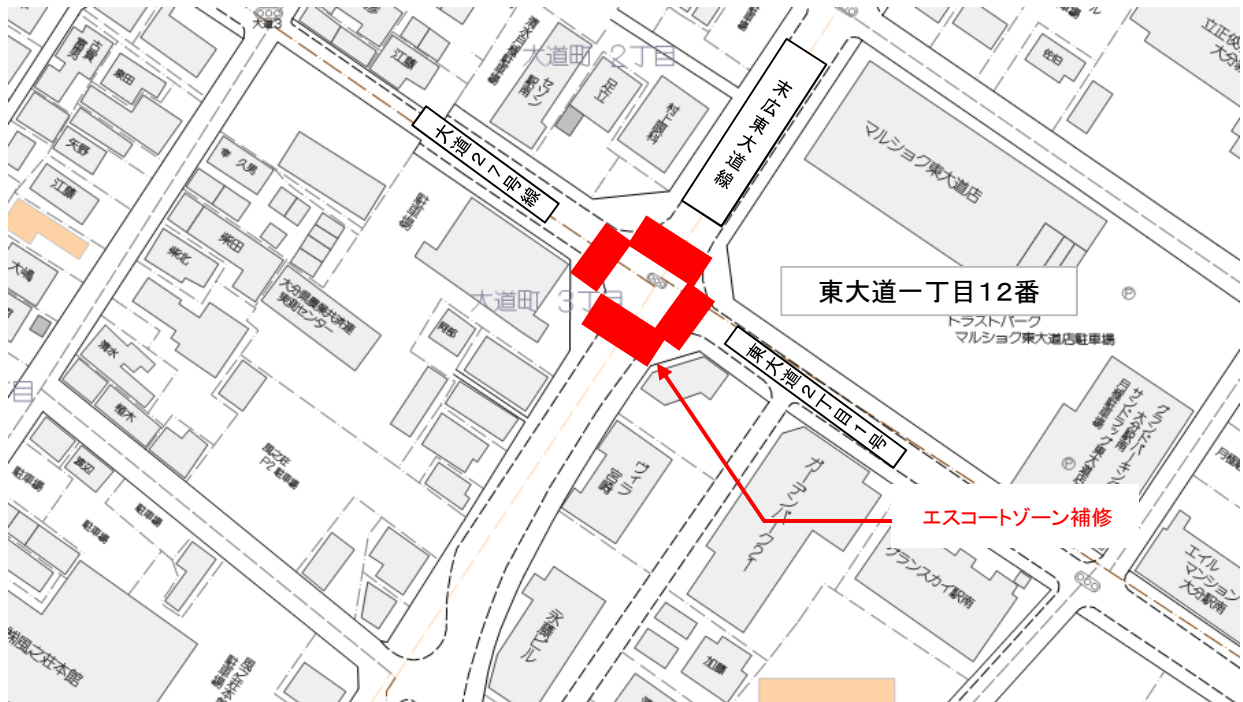


交通安全特定事業計画(9)

施設名(路線名)	(市道)末広東大道線(生活関連経路A-9)	事業者名	大分県警察	
事業区間	東大道一丁目12番南西交差点	延長/面積	1箇所	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
エスコートゾーン補修		4本	令和3年度以降	令和3年～令和5年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業計画図



交通安全特定事業計画(10)

施設名(路線名)	(市道)末広東大道線(生活関連経路A-9)	事業者名	大分県警察	
事業区間	末広町一丁目6番南西交差点	延長/面積	1箇所	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
エスコートゾーン補修		4本	令和3年度以降	令和3年～令和5年度

事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業計画図

